明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕
○新型インフルエンザ等対策特別措置法（三一）　二
〔政令〕
○株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一四〇）　三
○株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令（一四一）　三
〔告示〕
○沖縄振興基本方針を策定した件（内閣府一六六）　四
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁四五）　七
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一六三～一六六、一六九、一七〇）　八
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一六七）　九
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一六八）　一〇
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一七一～一七七）　一〇
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一七八～一八〇）　一〇
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一八一～一八四）　一〇
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一二九四～一三〇〇）　一一
○自動車の型式を指定した件（国土交通五四四～五五八）　一一
〔公告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一一
裁判所
破産、免責、再生関係　一一
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、日本放送協会入札、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　一一
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　一一
会社その他
会社決算公告　一一

本号で公布された法令のあらまし

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法（法律第三一号）（内閣官房）

1　目的（第一条関係）

この法律は、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する特別の措置を定めることにより、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とすることとした。

2　総則（第一章（第一条を除く。）関係）

㈠　国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の責務を定めるとともに、新型インフルエンザ等が発生したときは、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならないこととした。

㈡　事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び新型インフルエンザ等対策への協力等に努めなければならないこととした。

㈢　新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものでなければならないこととした。

3　新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等（第二章関係）

㈠　政府は政府行動計画を、地方公共団体の長及び指定公共機関等は政府行動計画等に基づき行動計画又は業務計画を、それぞれ作成することとした。

㈡　指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならないこととした。

4　新型インフルエンザ等の発生時における措置（第三章関係）

㈠　内閣総理大臣は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザの病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、臨時に内閣に政府対策本部を設置し、政府対策本部は、政府行動計画に基づき、基本的対処方針を定めることとした。

㈡　政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、直ちに、都道府県対策本部を設置することとした。

㈢　政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、登録事業者等に対する特定接種を行うこと等を指示することができることとした。

㈣　特定検疫所長は、特定検疫港等周辺の施設を使用することができることとした。

㈤　厚生労働大臣及び都道府県知事は、必要があると認めるときは、医療関係者に対し、患者等に対する医療又は特定接種の実施に関する必要な協力を要請等することができることとした。

5　新型インフルエンザ等緊急事態措置（第四章関係）

㈠　通則

(1)　政府対策本部長は、政令で定める要件に該当する新型インフルエンザ等が国内で発生し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をすることとした。

(2)　政府対策本部長及び都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、特に必要があると認めるときは、必要な指示をすることができることとした。

(3)　新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、直ちに、市町村対策本部を設置することとした。